

## 平成29年度西原町予算編成方針

平成28年10月

### 国の予算編成と地方財政

国の平成29年度予算の概算要求基準は、「経済財政運営と改革の基本方針2016」を踏まえ、引き続き、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むとしている。

また、地方財政では、一億総活躍社会の実現と地方創生の推進に加え、地方の一般財源総額の確保と地方財政の健全化等を課題とし、「経済・財政再生計画」を踏まえ、国の取組と基調を合わせて歳出の重点化・効率化に取り組むとともに、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成28年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとされている。

これらの国の政策が地方財政へ与える影響は大きく、自主財源が乏しい本町にとっても歳入・歳出双方に影響を及ぼすこととなるため、国の新たな経済対策や地方財政対策の具体的な内容など、国の動向を注視しながら適切に対応していく必要がある。

### 本町の財政状況

本町は、西原町まちづくり基本条例で掲げた目指すべき将来像を実現するため、また、平和で豊かな明るい未来を次の世代へ引き継いでいくために諸施策を推進していくことを町政の基本姿勢として臨んでいる。

このような中、本町では、昨年の平成28年度予算編成にあたり、国民健康保険特別会計の累積赤字が大きな要因となり、これまでになく極めて厳しい財政運営状況に陥ったため、今後の財政の将来負担を踏まえ、内部努力の一層強化に向け取り組んでいるところである。

平成27年度決算において、歳入では、地方税は34億6千万円と前年度比0.3%の増加、徴収率は95.5%(前年度95.4%)と上昇したが、町有地売払いによる財産収入が減少となったことが影響し、自主財源の構成比は43.8%(前年度52.4%)と前年度に比べ減少した。一方で、依存財源の構成比は56.2%(前年度47.6%)と前年度に比べ増加となっており、学校や街路、区画整理等の普通建設事業にかかる国県支出金や、地方消費税交付金の増加が影響している。

歳出では、公債費が前年度の繰上げ償還の影響で減少した一方で、扶助費の大幅な増加により、義務的経費の構成比は43.5%(前年度43.9%)と前年度に比べ微減となった。投資的経費は、街路や区画整理にかかる普通建設事業費の増加が影響し、構成比は13.3%(前年度9.4%)と、前年度に比べ大幅な増加となっている。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率においては87.3%(前年度89.2%)と、前年度に比べ減少したが、

毎年膨れ上がる社会保障関係経費や、高水準が続く公債費の影響で依存財源に頼らなければならぬ状況に変わりはなく、国の動向に左右される不安定な状況であることを十分に認識する必要がある。

平成28年度においては、歳入面では町税や地方交付税等の一般財源の大幅な増加を見込むことは困難な状況であるなか、歳出面では社会保障関係経費の自然増や公債費が今後も高い水準であることに加え、多額の経費を要する建設事業が進捗中であり、財政の硬直化がますます強まっている。さらに、国民健康保険特別会計の赤字の解消が緊急の課題となっており、これまでになく厳しい財政運営状況である。

また、近年の公共事業の実施等を借入金により対応してきたため、平成28年度末には借入金残高が約115億円と見込まれており、今後、その元利償還金が財政を圧迫する要因となるなど、構造的にみて極めて厳しい状況にある。

基金については、平成27年度末残高で約19億3千万円(前年度末21億9千万円)で、平成28年度末残高見込額は約12億8千万円となっている。今後、町有地売払い収入等による大幅な積立の増加が見込めないため、基金に頼りすぎない財政運営を行わなければならない。

このような厳しい財政状況であっても、自治体の役割として、町民生活に直結する様々な課題においては、全職員が総力をあげて対応していかなければならない。そのため、真に必要な事業を行っていくには、職員一人ひとりが様々な工夫をして歳出の削減に努めるとともに、財源の確保を行い、自治体経営の骨子である「最小の経費で最大の効果」を発揮し、必要最小限の経費負担で業務がスムーズに遂行できるよう総力をあげて対応していくことが必要不可欠である。

#### 概算要求及び今後の見通し

平成29年度の予算編成にあたっては、財源不足を早期に把握し、財源調整及び政策判断を行うため、概算要求を実施したところである。概算要求時点の、平成29年度予算の歳入歳出の乖離は約17億6千万円であり、その後、1次査定後の歳入歳出の乖離は約15億4千万円となっている。

歳入では、町税は、9千万円増(2.8%※)を見込んでおり、地方交付税は、平成28年度当初予算額同額程度の19億1千万円で試算した。地方債は、普通建設事業費などの地方負担分のうち、それぞれの充当率を反映させ、3億8千万円の減(△15.2%※)、うち臨時財政対策債は平成28年度見込額の3億9千万円で試算した。

歳出では、国民健康保険特別会計の赤字を全て解消することが緊急の課題であり、一般会計から9億円もの基準外繰出しをする予定である。また、引き続き、障害福祉サービスや保育所運営費等、社会保障関係経費の急激な伸びや、各道路事業に加え保育所や児童館、農水産物流通・加工・観光拠点施設整備事業などの大規模な建設事業に多額

の経費を要する見込みであり、平成28年度当初予算額を大幅に上回っている。

また、平成29年度以降も、西地区区画整理事業や道路事業、新たな小中学校校舎の新增改築など多額の経費を要する事業が進み、平成24年度から実施されている沖縄振興公共投資交付金による予算の増額により、財政規律を保つことが難しいなか、毎年膨れ上がる社会保障関係経費等にも対応していかなければならない。

したがって、平成29年度当初予算編成においては、大幅な財源不足が生じ、極めて厳しい予算編成とならざるを得ない。

※ 平成28年度当初予算額との比較

#### 予算編成にあたっての留意事項

以上の現状をふまえ、各課においては、財源の確保はもちろんのこと、再度事業を精査し、優先順位を踏まえた事業選択を徹底すること。また、事業計画の先送りなど、全職員が相当の覚悟をもって編成作業にあたる必要がある。予算査定においても、以上の方針を基にした、厳しい査定になることをご理解願いたい。

なお、下記事項に留意の上、編成すること。

- 1 見積りに当たっては、平成27年度決算内容の分析及び平成28年度事業執行状況を十分検証し、今一度削減できる経費がないかを検討し、単に「歳入は少なめ」「歳出は多めに」のような要求を行うことなく、真に必要な通年の経費を見積もること。概算要求後の修正については、減額及び交付決定通知等に基づくもの以外は認めない。なお、年度途中の補正は、災害の発生や制度改正など当初予算編成時に予見できないもので、真に緊急やむを得ないものに限られるので留意すること。
- 2 厳しい財政状況を念頭に置き、新たな財源の確保に努めるとともに、内部経費等の徹底的な見直しによる思い切った歳出削減に努めること。
- 3 懸案の事業など特に問題を含んでいるもの又は複数の課に関する事業などについては、事前に関係機関又は関係課との協議をしておくこと。
- 4 一括交付金関係事業については、平成29年度沖縄振興特別推進市町村交付金事業計画について(別紙1)を参照すること。
- 5 要求に当たっては、町実行計画(事務事業個別表)も同時に作成し、これに計上する内容と整合を図ること。その際、下記事項及び当初予算要求基準(別紙2)に基づきこれに反映させること。

## 1) 財源の確保

- ・ 町税について、新たに増減要因となるものが判明した場合は、確実に当初予算に反映させること。引き続き適正な賦課、徴収に努め、より一層の徴収率の向上に取り組み、保険税(料)など税外収入を所管する課と連携を図りながら、自主財源の積極的な確保を行うこと。
- ・ 使用料及び手数料について、維持管理費等の原価を考慮した中で、町民の負担の公平性を確保するため、利用者負担の適正化を図ることができるよう検討し、改めるべき部分は積極的に見直しを図ること。
- ・ 平成27年度末の町税、学校給食費、保育料、保険料等の収入未済額が約3億6千万円という現状を踏まえ、徴収方法の更なる創意工夫を図ること。

## 2) 人件費の要求基準

- ・ 職員の負担軽減や時間外勤務手当の抑制に向け、ワークライフバランスの推進による働き方の変革をはじめとした事務の見直しを行うこと。
- ・ 非常勤職員、臨時職員については、事務分掌や事務事業の見直しや適正な配置について部内で協議し、極力削減に努めるとともに慣例的な雇用にならないようすること。

## 3) 経常的経費の要求基準

- ・ 報酬、賃金、報償費、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金補助及び交付金等の経常的経費は、前年度実績を勘案し、経費節減に努めること。

## 4) 投資的経費(補助・単独)の要求基準

- ・ 基本的に新規は認めない。原則として事業化要望済みであっても同様とし、継続している補助事業であっても予算規模を縮小、延伸できるものは削減する。単独事業は認めない(継ぎ足し分含む)。

## 5) 負担金、補助金及び交付金の見直し

- ・ 負担金等は、町村会等の決定通知に基づき計上すること。決定通知が届いていない場合は通知が届き次第修正すること。また、任意の負担金は、慣例にとらわれることなく、必要性を再検討し、有益でないものは廃止も検討すること。
- ・ 各種団体補助金については、主管課においてヒアリングを徹底し、「西原町補助金の交付に関する規則」、「西原町補助金に関するガイドライン」に基づき補助金の必要性を見極めて削減も検討すること。

## 6) 扶助費の要求基準

- ・ 基本的に新規は認めない。事業目的と比べて、必要最小限の対象者となるよう見直しをすること。サービス内容が過大となっている場合や社会情勢にあってないと判断される事業は内容の抑制を図ること。

・関係法令等の改正に留意し、件数、人員等の積算は直近の人数を基礎とし、実態を十分把握した上で的確に見積もること。

- 6 財務会計システム入力時には、財務会計システム入力における留意事項(別紙4)を参考すること。
- 7 繰越が常態化している事業については、事業の必要性、緊急性について十分な検討を行い、事業量を精査し、進捗管理を徹底するとともに、前年度の繰越分を含め、年度内に執行できる分のみを計上し、事業計画等の見直しを図ること。関係機関等との調整を要する場合は、スケジュール管理を徹底し、早期に調整を図ること。予算要求に当たっては、事業規模等の縮減を図り、予算規律を遵守し、安易に事業繰越することのないよう計画的な執行に努めること。
- 8 特別会計及び公営企業会計については、一般会計に準じて編成すること。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が完全適用されていることから、独立採算の原則を踏まえ、収入の確保や徹底した経費抑制策の実施等、これまで以上に経営健全化に向け努力すること。